

農地を広く、使いやすくしませんか？

大区画化等加速化支援事業

令和8年度から令和11年度までの期間限定で
ご活用いただけます

事業の概要

農業者などが自ら行う整備（農地を大きくまとめて使いやすくするための整備）に対して、国が定額で支援する制度です。
具体的には、農業者自身が畦（あぜ）を取り除くなどの簡単な整備を行う場合に支援します。

ポイント

- ・農業者が1人でも利用可能。
- ・整備を業者をお願いすることも可能。
- ・基本的に道・水路の底地を侵さない整備が対象。

施工前



畦畔撤去



施工後



事業の実施主体

- 農業者等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織など）
- 農業者団体（土地改良区、土地改良施設の管理団体、農業協同組合など）
- その他（地域計画の目標地図に位置づけられた人、地域農業を担う人）

ポイント

- ・農地を所有または借り受けるなど、何らかの権利に基づき、その地域で耕作する農業者も対象。
- ・多面的機能支払事業に取り組む活動組織も対象。

事業実施の要件

- 整備実施区域が農振農用地であり、かつ地域計画を策定した区域であること。
- 農用地の区画拡大（農地を大きくすること）を必ず実施すること。

ポイント

- ・事業を行うには、対象農地のある市町村が推進協議会に加入していることが条件。

事業の内容

- ①ハード事業（基盤整備）
 - ・農用地の区画拡大（畦畔撤去、農地の段差解消など）
 - ・水はけの解消（暗渠排水、湧水処理など）
- ②ソフト事業（調査・調整）
 - ・農家意向、農地集積、水利権等の権利関係の調査や調整活動
 - ・ハード事業の実施に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定
 - ・その他（事業実施の農家を対象とした勉強会や研修会の開催など）

ポイント

- ・ハードとソフトは、別々の実施主体でも実施可能。
- ・農地所有者の同意が必要。
- ・同じ区域で他の補助事業と重複する実施は不可。
- ・事前申請が原則。（事後申請は対象外）
- ・施工前・施工中・施工後の写真、日報の提出が必要。

主な支援メニュー

区 分	内 容	助成単価		
		通 常	集約化	大区画化
農用地の区画拡大 （水路変更なし）	ほ場高低差10cm超え、 表土扱いあり	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】
	ほ場高低差10cm以下、 表土扱いあり	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】
	ほ場高低差10cm以下、 表土扱いなし	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】
	畦畔除去のみ	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】
農用地の区画拡大 （水路変更あり）	ほ場高低差10cm超え、 表土扱いあり	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】	61万円/10a 【43.5万円/10a】
	ほ場高低差10cm以下、 表土扱いあり	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】	58.5万円/10a 【42.5万円/10a】
	ほ場高低差10cm以下、 表土扱いなし	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】
暗渠排水	バックホウ工法、 表土扱いあり	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】
	バックホウ工法、 表土扱いなし	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】
	トレンチャ工法、 表土扱いなし	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】
湧水処理	表土扱いあり	24万円/100m 【17万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】
	表土扱いなし	23万円/100m 【16.5万円/100m】	27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	30万円/100m 【21.5万円/100m】

区 分	内 容	助成単価		
		通 常	集約化	大区画化
客土	耕土深15cm以下の農用地に、層厚10cm以上の客土を行うもの	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】
除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農地で、深さ30cm以上の除礫を行うもの	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】
更新整備	用水路 (300×300mmへの更新)	15万円/10m 【10.5万円/10m】	18万円/10m 【12.5万円/10m】	19.5万円/10m 【13.5万円/10m】
	排水路 (500×500mmへの更新)	28万円/10m 【20.5万円/10m】	33.5万円/10m 【24.5万円/10m】	36.5万円/10m 【27万円/10m】
	農作業道 (幅4mの整備)	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】	15万円/10m 【10万円/10m】	16.5万円/10m 【11万円/10m】
	畦畔 (300×300mm, 勾配1:1.0畦畔築立) ※幅広畦畔は加算措置あり	16万円/100m 【11万円/100m】	19万円/100m 【13万円/100m】	21万円/100m 【14.5万円/100m】

※上表は、主な助成単価のみを掲載しています。ほかにもメニューがあります。

※上段は業者に頼んで施工する場合の単価で、下段【 】は農業者が自ら全てを実施する場合の単価です。

※「集約化(面的集積)」、「大区画化」の要件を満たす場合は支援単価が加算されます。(上表のとおり)

ポイント

- ・面積要件の下限值設定なし。
- ・集約化とは、同一担い手の経営農地が、1ha以上のまとまりを有していること。
- ・大区画化とは、1枚の農地面積が1ha以上。

区画拡大



区画拡大



畦畔除去



暗渠排水



暗渠排水



湧水処理



客土



除礫



更新整備(畦畔)

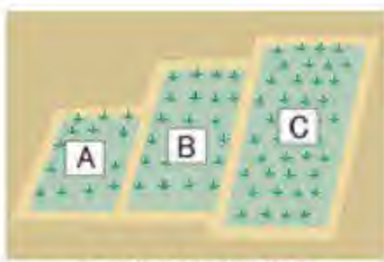


加算措置の条件

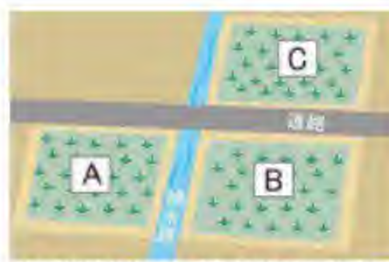
集約化とは

●同じ担い手の経営等農用地であって、1ha以上のまとまりを有するもの。
(次のいずれかに該当するもの)

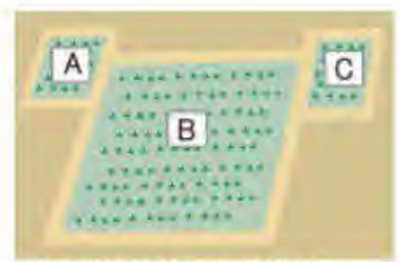
- ① 2 つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- ② 2 つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- ③ 2 つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- ④ 段状をなす 2 つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- ⑤ 2 つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの



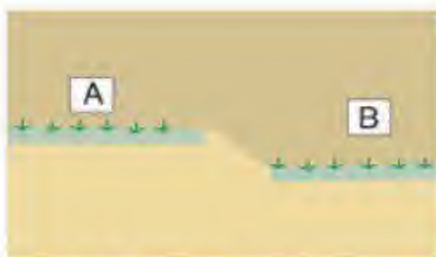
①農地が畦畔で接続



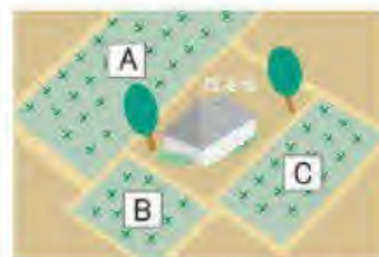
②農地が道路又は水路等で接続



③農地が各々一隅で接続
(作業の継続に支障ないもの)



④段状をなす農地の高低差が
作業の継続に影響しないもの

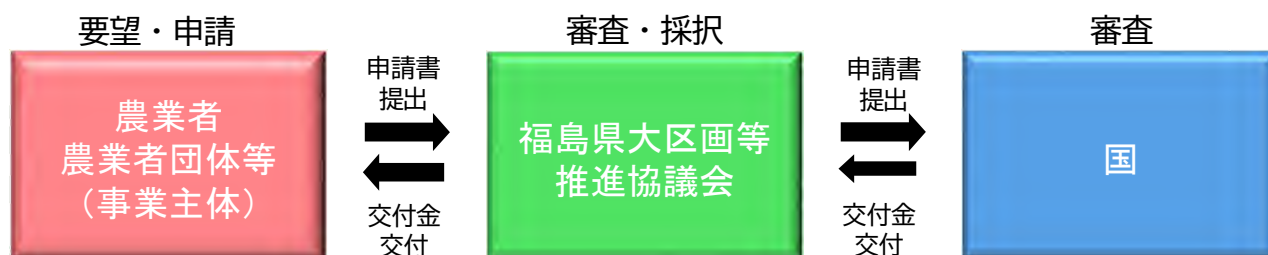


⑤農地が当該農地の耕作者の
宅地に接続しているもの

大区画化とは

●本事業の「農用地の区画拡大」を実施したうえで、事業実施後の農用地 1 枚が、1 h a 以上となるもの。

事業申請の流れ



事業申請の手続き

- ・ スケジュールは暫定であり、変更となる場合があります。
- ・ 先ずは、協議会事務局へお問い合わせください。

令和8年度スケジュール【暫定】

予定時期	手続き	内 容	備 考
R7/3月	— 事業主体→協議会 協議会→事業主体	・ 福島県推進協議会の設立 ・ 地区採択申請書の提出 ・ 地区採択通知書の交付	※事前に要望・申込みが必要
4月	事業主体→協議会 【国→協議会】	・ 地区交付申請書の提出 (交付決定前着手届の提出) 【次年度の第1回要望量調査(R9)】	・ 協議会事務局の案内後に提出 (決定前着手届の提出・受理で 交付決定通知前の着手が可能)
5月	協議会→事業主体	・ 地区交付決定通知書の交付	・ 交付申請から概ね1ヵ月 (交付決定通知後に、外部契約、 資材購入、施工開始が可能)
6月	【国→協議会】	【次年度の第2回要望量調査(R9)】	
6月 ～ 2月	事業主体 事業主体→協議会 事業主体→協議会	・ 現場施工等 ・ 事業実施内容の変更 (事業量の変更) (事業実施の遅延) ・ 事業実施の完了	・ 施工前・中・後の写真撮影 ・ 作業毎の作業日報を作成 ・ 交付内容の変更や完了時期の遅 れが見込まれる場合は、速やか に協議会事務局へ連絡 ・ 2月末までに施工完了願います ・ 2月より前に完了した場合は、 1ヵ月以内に協議会事務局へ連絡 ください ・ 完了困難な時は協議会へ連絡
9月	【国→協議会】	【次年度の第3回要望量調査(R9)】	令和9年度施工を希望される方は、 8月中旬までに事務局へご連絡 ください。
12月	事業主体→協議会	・ 事業遂行状況報告書の提出	・ 12月31日時点の状況報告
3月	協議会→事業主体	・ 交付金の精算	・ 適切に実施されたことを確認後 に実績に応じて助成金を支払い ・ 当該年度交付金の残額返還

問い合わせ内容

メールやFAXなどでお問い合わせください。後日、事務局からご連絡します。
なお、ご連絡が遅れる場合がございます。

(注意) 令和9年度施工を希望される方は、令和8年8月中旬までにご連絡ください。
これ以降のご要望については、令和10年度以降の施工となります。

相 談 日 : 令和 年 月 日 ()

氏名(団体名等) : ()

市 町 村 名 : ※ 農地のある市町村名

連絡先 電話番号 : ※ 日中につながりやすい番号

FAX番号 :

メールアドレス :

相談・問合せ内容

- ☐ 事業の内容を知りたい(制度・対象・申請方法など)
- ☐ 支援内容を知りたい(支援メニュー・助成金額など)
- ☐ 手続き方法やスケジュールを知りたい
- ☐ 事業の実施を要望したい
- ☐ その他 ()

事業実施の要望内容

- ☐ 区画拡大(地目: 、面積: 、施工方法: 自力施工・外注施工)
- ☐ 暗渠排水・湧水処理 ☐ 客土・除礫 ※いずれかに○印つける
- ☐ 更新整備(用水路・排水路・農作業道・畦畔整備・落水口)
- ☐ その他 ()

自由記載欄

お問い合わせ先

【福島県大区画化等推進協議会 事務局】

(福島県土地改良事業団体連合会内) 大区画化等推進室

TEL 024-535-0331 平日受付 8:30~17:30

FAX 024-535-0363 24時間受付

E-mail fdkk1@midorinet-fukushima.jp 24時間受付